

横浜市栄区民文化センター無線 LAN 利用規約（免責事項）

第 1 条(目的)

本利用規約は、横浜市栄区民文化センター(以下「リリース」という)を利用する者が、リリースで提供する無線の光回線によるインターネット接続環境(以下「無線 LAN」という)の利用に関し、必要事項を定めるものである。

第 2 条(サービス内容)

無線 LAN を利用することができるもの(以下「利用者」という)は、リリースにおいて当該無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。無線 LAN は NTT 東日本「ギガらく Wi-Fi サービス」を使用する。

第 3 条(利用資格者、利用場所及び利用時間)

利用者はリリースが必要と認めた場合を除き個人として、法人または団体等による組織的な利用は認めない。利用場所は諸室外の共有スペースで、利用は開館時間内とする。なお、回線のメンテナンスなどの状況により、開館時間内であっても利用できない場合がある。

第 4 条(無線 LAN の利用)

- 無線 LAN 環境に接続する機器は、利用者が準備するものとする。
- 2 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 条)その他関係法律等を遵守しなければならない。
 - 3 利用者が契約されているサービス事業者や、利用する無線 LAN 機器によっては、利用できない場合がある。
 - 4 通信の暗号化はされていない前提で利用するものとする。
 - 5 接続時間や有害サイトなどの利用制限がある前提で利用するものとする。
 - 6 無線 LAN の接続をはじめたその時点で本規約に同意したものとする。なお、未成年者の利用に関しては、保護者もしくは親権者が利用規約を確認・理解し同意したものとする。
 - 7 無線 LAN の利用料金は無料とする。ただしインターネット接続に掛かる料金は利用者が負担するものとし、利用者はリリースに請求することはできない。

第 5 条(禁止事項及び利用停止)

利用者は次に掲げる行為をしてはならず、各号のいずれかに該当する場合は、直ちにリリースは当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 著作権、財産などの権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (3) 他者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為

- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為、またはこれを誘発、扇動する行為
 - (6) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為
 - (7) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (8) 選挙運動、選挙活動、団体の広報活動又はこれに類する行為
 - (9) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
 - (10) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者の ID 情報を不正に使用する行為、また偽装するために細工を施す行為を含む）
 - (11) リリスが認めていない映像配信以外の行為
 - (12) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (13) 自己の ID 情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為
 - (14) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の契約者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含む）
 - (15) コンピュータウイルスやその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (16) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含む）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為 12. 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
 - (17) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (18) SIM カードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
 - (19) 位置情報を取得することができる端末機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為
 - (20) 施設の運営を妨害、またはそのおそれがある行為
 - (21) 利用回線を故意に保留し放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
 - (22) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を誘発する行為
 - (23) 前項各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為又はリリスが不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に該当する利用者の行為によってリリス及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、リリスは一切の責任を負わないものとする。

第 6 条(運用の中止)

リリースは次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN の回線及び機器の保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 地震、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
 - (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない場合
 - (4) その他、リリースが無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、リリースは一切の責任を負わないものとする。

第 7 条(免責)

利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、リリースはいかなる保証も行わない。

2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータ等のウイルスやマルウェア等の感染による被害、データの破損、欠損、漏洩、無線 LAN に接続できないことでの物的損害、身体的損害、精神的損害等、その他無線 LAN に関連して発生した使用者の損害について、リリースは一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は利用者が行うものとし、リリースは有線 LAN への接続にかかわる技術的な支援を行わない。無線 LAN 接続可能機器の種類等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、リリースは一切責任を負わないものとする。

5 利用者が無線 LAN を利用したことにより生じた紛争等について、リリースは一切の責任を負わないものとする。

6 リリースは、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

7 関連法令に従い、法的権限をもつ機関や団体からのアクセスログの開示を請求された場合、リリースは請求に従い開示する場合がある。

8 無線 LAN の利用により発生した紛争などの、紛争調停、請求請願等についてはリリースにて開示の可否を検討し、開示する場合がある。

第 8 条(施設設置者の免責)

利用者が無線 LAN サービスを利用するにあたり、施設設置者の横浜市は、保証と責任を一切負わないものとする。

第9条(本規約の変更)

リリースは、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

附 則

(施行期日)

本規程は、2021年3月23日より施行する。